

県 政 協 議 会

令和三年十月十八日(月)

午前十時

- 一、令和二年度一般会計の決算状況について
- 二、令和二年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 三、その他

令和2年度一般会計の決算状況について

令和3年10月18日
出 納 局

1 歳 入

区 分	令和2年度	令和元年度	対前年度増減額
予算現額 (A)	7,791億 4,924万円	6,628億 1,880万円	1,163億 3,044万円
決算額 (B)	6,960億 1,204万円	5,974億 3,806万円	985億 7,397万円
予算現額に対する増減額 (B-A)	▲831億 3,721万円	▲653億 8,074万円	▲177億 5,647万円

2 歳 出

区 分	令和2年度	令和元年度	対前年度増減額
予算現額 (a)	7,791億 4,924万円	6,628億 1,880万円	1,163億 3,044万円
決算額 (b)	6,784億 1,243万円	5,885億 641万円	899億 602万円
翌年度繰越額 (c)	785億 5,152万円	662億 1,844万円	123億 3,308万円
不用額 (a-b-c)	221億 8,529万円	80億 9,395万円	140億 9,134万円

3 実質収支等

区 分	令和2年度	令和元年度	対前年度増減額
① 歳入歳出差引額 (B-b)	175億 9,961万円	89億 3,165万円	86億 6,795万円
② 翌年度へ繰り越すべき財源	43億 6,314万円	16億 1,825万円	27億 4,488万円
③ 実質収支額 ①-②	132億 3,647万円	73億 1,340万円	59億 2,307万円
④ 前年度実質収支額	73億 1,340万円	55億 6,946万円	17億 4,394万円
⑤ 単年度収支額 ③-④	59億 2,307万円	17億 4,394万円	41億 7,912万円

※端数処理の関係で不突合となる場合がある。

令和 2 年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率について

令和 3 年 1 0 月 1 8 日
総 務 部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 2 決算	R 元決算	R 2 - R 元
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率 (※ 3 カ年平均)	1 3 . 8 % (4 3 位)	1 3 . 1 % (3 5 位)	0 . 7 %
	将来負担比率	2 5 1 . 7 % (4 2 位)	2 6 0 . 2 % (4 2 位)	△ 8 . 5 %
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は 3 カ年の平均値

R 2 決算 : 13.8% (R 2 : 14.2%、R 元 : 12.9%、H30 : 14.6%の平均値)

R 元決算 : 13.1% (R 元 : 12.9%、H30 : 14.6%、H29 : 11.8%の平均値)

※ () 内は全国順位

[参考] 早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか 6 会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。